

# 新型コロナウィルス感染症に関連した

## 各種支援制度

令和4年4月1日現在



田 村 市

## 一 目 次

<u>NO. 1</u>	特別定額給付金 【終了しました】	2
<u>NO. 2</u>	子育て世帯への臨時特別給付金 【終了しました】	4
<u>NO. 3</u>	ひとり親世帯臨時特別給付金 【終了しました】	6
<u>NO. 4</u>	田村市新生児応援特別給付金事業 【終了しました】	8
<u>NO. 5</u>	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	9
<u>NO. 6</u>	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	11
<u>NO. 7</u>	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）	13
<u>NO. 8</u>	田村市高齢者交通対策支援事業	15
<u>NO. 9</u>	田村ここサポ事業 【R2/6/8で終了しました】	16
<u>NO. 10</u>	田村市事業持続化支援金交付事業 第2弾【R3/11/30終了】	17
<u>NO. 11</u>	田村市緊急経済対策消費喚起事業【R2/9/30終了】	18
<u>NO. 12</u>	田村市経済対策事業 【R3/1/31終了】	19
<u>NO. 13</u>	消費喚起・事業者応援たむらスマイル商品券発行事業 <b>【R4/2/28終了】</b>	20
<u>NO. 14</u>	田村市事業者感染拡大防止補助金 <b>【R4/3/11終了】</b>	22
<u>NO. 15</u>	田村市中小企業・小規模事業者支援事業補助金交付事業 (エコノミック・ガーデニング支援事業)	24
<u>NO. 16</u>	飲食業等支援事業	25
<u>NO. 17</u>	セーフティネット保証制度	25
<u>NO. 18</u>	市税等の徴収猶予（特例制度）【終了しました】	26
<u>NO. 19</u>	市税等の徴収猶予（その他の猶予制度）	26
<u>NO. 20</u>	介護保険料の納付猶予・減免	27
<u>NO. 21</u>	国民健康保険税の減免	28
<u>NO. 22</u>	傷病手当金の支給（国民健康保険）	29
<u>NO. 23</u>	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	29
<u>NO. 24</u>	後期高齢者医療保険料の減免	30
<u>NO. 25</u>	傷病手当金の支給（後期高齢者医療保険）	31
<u>NO. 26</u>	国民年金保険料の免除	31
<u>NO. 27</u>	市営住宅使用料の減免	32
<u>NO. 28</u>	市営住宅の一時使用	33
<u>NO. 29</u>	水道料金等の支払い猶予	33
<u>NO. 30</u>	奨学金の返済の猶予	34
<u>NO. 31</u>	学校給食費の支払い猶予	34
<u>NO. 32</u>	生活福祉資金特例貸付（田村市社会福祉協議会）	34
<u>NO. 33</u>	住居確保給付金（田村市社会福祉協議会）	35
<u>NO. 34</u>	次亜塩素酸水の無料配布 【R2/6/30終了】	36
<u>NO. 35</u>	新型コロナウイルス感染症に関連した事業者支援策（国・県等）	37

## NO. 1 特別定額給付金 【終了しました】

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	<p>○給付金の概要</p> <p>この給付金は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に注意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。</p> <p>○給付対象者及び給付額</p> <p>給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において、田村市に住民登録されている方です。</p> <p>給付額：1人10万円です。</p> <p>○申請書の発送時期</p> <p>申請書を5月11日に全世帯に発送しました。</p> <p>申請書の内容をご確認いただき、下記にご注意のうえ申請願います。</p> <p>※世帯主かつマイナンバーカード所持者の方が利用可能な「オンライン申請」は、5月1日から受け付けております。</p> <p>○給付金の申請方法等</p> <p>①申請者</p> <p>世帯主が家族分をまとめて申請することになります。</p> <p>②申請方法</p> <p>以下の2つの方法のいずれかにより、8月11日までに申請してください。（申請受付開始日から3か月以内に申請することとされています。）</p> <p>ア 郵送申請方式</p> <p>市からお送りする申請書に記入し、申請者確認書類、振込口座の写しを同封して、返信用封筒で郵送してください。</p> <p>イ オンライン申請方式（世帯主かつマイナンバーカード所持者が利用可能）</p> <p>※マイナンバーカードを活用したオンライン申請となります。マイナンバーカードを所持している世帯主が、スマートフォンやパソコンなどから、「マイナポータル」サイトにアクセスして「ぴったりサービス」から「特別定額給付金」の手続きを選択して進めてください。</p> <p>（暗証番号が必要です。）</p> <p>※5月1日から申請受付を始めています。</p>

	<p><b>③給付方法</b> 原則として申請者（世帯主）本人名義の金融機関口座への振り込みとなります。 提出いただいた申請の内容を確認し手続きを行い、2、3週間程度で指定の口座に振り込みます。 なお、事前に振込内容を通知いたしますのでご確認ください。</p> <p><b>④給付金の振込時期</b> 第1回目振込日（予定） 5月15日 以後、5月20日から6月10日までは、毎週水曜日。 それ以降は申請の状況にもよりますが、5・15・25日（土、日、祝日の場合はその前日）に振り込みます。</p> <p><b>⑤配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難されている方へ</b> 配偶者やその他親族からの暴力により住民登録地以外の地区へ居住されている方で、住所を諸事情により異動できない場合（加害者である配偶者と同じ住所に住民登録されている場合）は、居住地での特別定額給付金の申請が可能です。 なお、準備いただく書類等がありますのでご相談ください。</p>
3 必要書類等	※郵送申請の場合は申請書、申請者確認書類、振込口座の写し
4 申 請	社会福祉課
5 お 問 合 せ	社会福祉課 TEL 81-2273
6 そ の 他	<p>※オンライン申請には、マイナンバーカードの署名用電子証明書を読み込むため、ICカードリーダライタ又はカード情報を読み取り可能なスマートフォンが必要です。対応しているスマートフォンの機種については、下記リンクをご参照ください。</p> <p><a href="https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category_id=3&amp;site_domain=default">https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category_id=3&amp;site_domain=default</a></p> <p>※新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、市役所・行政局等の窓口にお出でいただくのではなく、上記のいずれかの方法による非接触型の申請とされますよう、ご理解とご協力をお願いします。</p>

[目次へ](#)

## NO. 2 子育て世帯への臨時特別給付金 【終了しました】

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	<p>○給付金の概要</p> <p>この給付金は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金を支給することにより、子育て世帯に対する支援を行うものです。</p> <p>○給付対象者</p> <p>令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者が対象となります。</p> <p>○対象児童</p> <p>児童手当の令和2年4月分の対象となる児童及び令和2年3月分の対象となる児童が対象児童です。</p> <p>※同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。</p> <p>○給付額</p> <p>対象児童1人につき1万円です。</p> <p>○給付金の申請等</p> <p>支給を受けるにあたって、申請は必要ありません。</p> <p>※支給を辞退する場合等には、届出が必要です。</p> <p>※公務員の方は令和2年3月31日に住所を有していた市町村に申請が必要となります。その際、勤務先より公務員児童手当受給状況証明が必要です。</p> <p>○給付金のお知らせ等の発送時期</p> <p>お知らせ、チラシ、注意事項を5月下旬頃に発送します。</p> <p>支給辞退に必要な受給拒否の届出書及び口座解約等に伴う口座登録等の届出書については送付いたしませんので、必要な方はお問い合わせください。</p> <p>○支給方法</p> <p>原則、令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。</p>

	<p>※口座の解約等により支給に支障がある場合にはお問い合わせください。</p> <p>※公務員の方は申請いただいた口座へ振り込みます。</p> <p>○支給時期 支給は6月下旬頃に支給します。 ※公務員の方は申請受付後に順次支給します。</p> <p>○配偶者からの暴力を理由に避難されている方へ 令和2年4月分の児童手当を配偶者（DV加害者）が受けている場合でも支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。</p>
3 必要書類等	<p>申請は必要ありません。</p> <p>ただし、支給を辞退する場合又は解約等に伴い口座を変更する場合には届出が必要ですでお問い合わせください。</p> <p>※公務員の方は、申請書及び振込口座の写しが必要です。</p>
4 申 請	こども未来課
5 お 問 合 せ	こども未来課 TEL 82-1000

[目次へ](#)

## NO. 3 ひとり親世帯臨時特別給付金 【終了しました】

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	<p>○給付金の概要 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯では、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金事業を実施します。</p> <p>○支給対象者 <b>【基本給付】</b></p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方（全部支給停止者を除く。）</p> <p>②公的年金給付等を受けておりることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ※ 児童扶養手当に係る支給制限額を下回る方に限る。 ※ 児童扶養手当の認定を受けていない方も含む。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象者となる水準に下がった方等 <b>【追加給付】</b> 上記の①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方。</p> <p>○対象児童 ・ 18歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童 ・ 20歳未満の心身に一定の障がいがある児童</p> <p>○給付額 <b>【基本給付】</b> 上記①～③の支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給します。また、対象児童が2人以上である場合には、2人目以降の児童につきそれぞれ3万円を加算した額を支給します。 <b>【追加給付】</b> 上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているとの申し出があった方に対して、5万円を1回に限り支給します。</p>

	<p>○申請手続き</p> <p><b>【基本給付】</b></p> <p>支給対象者の①に該当する方は、申請は必要ありません。ただし、支給を辞退する場合等には、届出が必要です。</p> <p>支給対象者の②、③に該当する方は、申請時点で居住する市町村へ申請が必要です。</p> <p><b>【追加給付】</b></p> <p>申請時点で居住する市町村へ申請が必要です。</p> <p>○支給方法</p> <p>支給対象者の基本給付①に該当する方については、児童扶養手当を受給している口座に振り込まれます。それ以外の給付の支給は、申請後、申請書に記載の口座に振り込まれます。</p> <p>※ 口座の解約等により支給に支障がある場合にはお問い合わせください。</p> <p>○支給時期</p> <p>支給対象者の基本給付①に該当する方の給付金は、8月下旬に支給します。</p> <p>それ以外の給付の支給は、申請後、準備ができ次第順次支給します。</p>
3 必要書類等	<p><b>【基本給付】</b></p> <p>支給対象者の①に該当する方は、申請は必要ありません。ただし、支給を辞退する場合又は解約等に伴い口座を変更する場合には届出が必要ですのでお問い合わせください。</p> <p>支給対象者の②、③に該当する方は、申請書、本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、児童扶養手当の支給要件を確認できる書類、簡易な収入(所得)見込額の申立書等を提出していただきます。内容に応じて必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p><b>【追加給付】</b></p> <p>定例の現況確認時等にあわせて、収入が減少していることを簡易な方法で確認させていただき、申請書を提出していただきます。</p>
4 申請	こども未来課又は行政局市民係
5 お問合せ	こども未来課 TEL 82-1000

[目次へ](#)

## NO. 4 田村市新生児応援特別給付金事業 【終了しました】

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	<p>○給付金の概要 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として新生児応援特別給付金を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに寄与することを目的とするものです。</p> <p>○給付対象者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、前号の対象児と同一住所を有し、現に監護し、かつ養育しており、給付金が支給される者となります。</p> <p>○対象児 対象児 令和2年4月28日以降令和3年3月31日までに生まれた新生児で、出生の日以降市に住所を有する児童となります。</p> <p>○給付額 対象児童1人につき100,000円です。</p> <p>○給付金の申請等 給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、新生児が誕生してから3月以内、若しくは令和3年4月30日のいずれか早い日までに申請書（様式第1号）を提出してください。なお、令和2年7月31日までに出生した対象児の申請は同年10月31日までとなっております。</p> <p>○支給方法 申請の翌月に申請書により指定された口座へ振込みます。</p>
3 必要書類等	申請書（様式第1号）、振込口座の写し
4 申請	こども未来課又は行政局市民係
5 お問合せ	こども未来課 TEL82-1000

[目次へ](#)

## NO. 5 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

1 支援の種類	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業（ひとり親世帯分）
2 支援の内容	<p>○給付金の概要 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。 ※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途、国の方針が決定次第周知いたします。</p> <p>○支給対象者 ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（全部支給停止者を除く） ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ※ 児童扶養手当に係る支給制限額を下回る方に限る。 ※ 児童扶養手当の認定を受けていない方も含む。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象者となる水準に下がった方等</p> <p>○対象児童 ・ 18歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童 ・ 20歳未満の心身に一定の障がいがある児童</p> <p>○給付額 児童1人につき一律50,000円の支給</p> <p>○申請手続き 支給対象者の①に該当する方は、申請は必要ありません。ただし、支給を辞退する場合等には届出が必要です。 支給対象者の②、③に該当する方は、申請時点で居住する市町村へ申請が必要です。</p> <p>○支給方法 支給対象者の①に該当する方については、児童扶養手当を受給している口座に振り込まれます。それ以外の給付の支給は、申請後、申請書に記載の口座に振り込まれます。 ※ 口座の解約等により支給に支障がある場合にはお問い合わせください</p>

	<p>さい。</p> <p>○支給時期</p> <p>支給対象者の①に該当する方の給付金は、5月下旬に支給します。</p> <p>それ以外の給付の支給は、申請月の翌月に支給します。</p> <p>※口座の解約等により支給に支障がある場合は、振込みになりませんのでご注意ください。</p>
3 必要書類等	<p>支給対象者の①に該当する方は、申請は必要ありません。ただし、支給を辞退する場合又は解約等に伴い口座を変更する場合には届出が必要ですでお問い合わせください。</p> <p>支給対象者の②、③に該当する方は、申請書、本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、児童扶養手当の支給要件を確認できる書類、簡易な収入(所得)見込額の申立書等、収入が減少していることを簡易な方法で確認させていただき、申請書を提出していただきます。</p> <p>内容に応じて必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
4 申請	こども未来課又は行政局市民係
5 お問合せ	こども未来課 TEL 82-1000
6 その他	ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途、国の方針が決定次第周知いたします。

[目次へ](#)

## NO. 6 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

1 支援の種類	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 (ひとり親世帯以外の世帯分)
2 支援の内容	<p>○給付金の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）を支給します。</p> <p>○支給対象者</p> <p>① 児童手当等受給者（申請不要）</p> <p>令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給している方で、令和3年度分住民税均等割非課税の世帯。</p> <p>② 新規児童手当等受給者（申請不要）</p> <p>令和3年5月から令和4年3月までの間に新たに児童手当又は特別児童扶養手当を受給される方で、令和3年度分住民税均等割非課税の世帯。</p> <p>③ ①及び②を除く18歳以下の児童の養育者（申請必要）</p> <p>平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した子の養育者（令和3年3月31日時点）で、令和3年度分住民税均等割非課税の世帯。</p> <p>④ 家計急変者（申請必要）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当の対象となる障害児については、20歳未満）の養育者。</li><li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度住民税均等割非課税相当の収入となつた世帯。</li></ul> <p>※ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給をすでに受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。</p> <p>※ 公務員で児童手当を受給している方は申請が必要です。なお、所属庁より児童手当受給の証明が必要になります。</p> <p>※ 住民税の申告をされていない場合、未申告扱いとなり本給付金を速やかに支給できない場合があります。申告をされていない方は速やかに申告してください。</p>

	<p>○給付額 対象児童 1人当たり一律 50,000 円の支給</p> <p>○申請手続き</p> <p>(1) 支給対象者①に該当する方 申請は不要です。 該当者には案内通知を送付し、令和 3 年 7 月 30 日に児童手当又は特別児童扶養手当の振込口座に振り込みました。</p> <p>(2) 支給対象者②に該当する方 申請は不要です。 該当者には案内通知を送付します。その後、順次児童手当又は特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。 支給を希望しない場合には受給拒否の届出書の提出が必要ですとなりますので、案内通知に記載の提出期限までに提出してください。また、児童手当等が支給される口座を解約している場合には、支給口座登録等届出書に必要事項を記載し提出してください。</p> <p>(3) 支給対象者③又は④に該当する方 申請が必要です。申請については、以下のとおりです。</p> <p>【申請期間】 令和 3 年 8 月 2 日（月）から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで</p> <p>【申請方法】 申請受付窓口へ申請書等をご提出ください。</p> <p>【申請書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書（請求書）</li> <li>・本人確認書類の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 運転免許証、保険証、マイナンバーカード等</li> </ul> </li> <li>・世帯の状況等を確認できる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 戸籍謄本、住民票等</li> </ul> </li> <li>・受取口座を確認できる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 通帳やキャッシュカード等</li> </ul> </li> <li>・簡易な収入（所得）見込額の申立書 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 給料明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付いただきます。</li> </ul> </li> </ul>
4 申請	こども未来課又は各行政局市民係
5 お問合せ	こども未来課 TEL 82-1000
6 その他	

[目次へ](#)

## NO. 7 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）

1 支援の種類	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）
2 支援の内容	<p>○給付金の概要</p> <p>令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、児童を養育している者の年収960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行います。具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、新型コロナウイルス感染症対策予備費を設置し、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始することとされました。これを受け子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）を支給します。</p> <p>○支給対象者</p> <p>①令和3年9月分の児童手当受給者</p> <p>②高校生等を養育している方で児童手当の支給を受ける方と同等の年収の方</p> <p>③令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者</p> <p>※ 令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。また、高校生等を養育している方で特例給付を受ける方と同等の年収の方は支給対象者なりません。</p> <p>○対象児童</p> <p>①令和3年9月分の児童手当（本則給付）の対象となっている児童</p> <p>②平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生等）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっている児童</p> <p>③令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっている児童</p> <p>※ 婚姻をしている高校生等は支給対象外となります。</p> <p>○給付額</p> <p>対象児童1人当たり一律50,000円の支給</p>
3 必要書類等	<p>○申請手続き</p> <p>(1) 支給対象者①に該当する方</p>

	<p>申請は不要です。</p> <p>該当者には案内通知を送付し、令和3年12月24日に児童手当を受給している口座に振り込みました。</p> <p>※ 児童手当が所属庁から支給されている公務員については申請が必要です。</p> <p>※ 児童手当の申請漏れ者等も申請が必要です。</p> <p>(2) 支給対象者②又は③に該当する方</p> <p>原則申請が必要です。</p> <p>なお、児童手当の対象児童がいる世帯については申請不要です。</p> <p>申請先は9月30日時点での住民票所在地の市区町村となります。</p> <p><b>【申請期間】</b></p> <p>令和4年1月4日(火)から令和4年3月11日(金)まで</p> <p>※ お住いの市区町村によって申請期間は異なりますのでご注意ください。</p> <p>※ 新生児については出生の翌日から15日以内 (令和4年4月15日(金)まで受け付けています。)</p> <p><b>【申請方法】</b></p> <p>申請受付窓口へ申請書等を提出してください。</p> <p><b>【申請書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・受取口座を確認できる書類の写し ※ 通帳やキャッシュカード等 (以下の書類のいずれか一点を添付してください。)</li> <li>・令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることが分かる書類 ※ 支給通知書、継続認定通知書の写し等</li> <li>・令和3年9月分の児童手当振込通帳等</li> <li>・申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書</li> </ul>
4 申請	こども未来課
5 お問合せ	こども未来課 TEL 82-1000
6 その他	追加給付については、令和4年1月14日付けで現金5万円を給付することが決定しました。それ以降の支給については先行給付と追加給付を併せて現金10万円を支給しています。

[目次へ](#)

## NO. 8 田村市高齢者交通対策支援事業

1 支援の種類	田村市簡易デマンド型乗合タクシー及び 船引らくらくタクシー（指定タクシー）利用券の交付						
2 支援の内容	<p>○指定タクシー利用券 交付対象者 申請時において市内に住所を有し、かつ、運転免許（小型特殊免許、原付免許を除く。）を保有していない満65歳以上の方。 ただし、介護保険法及び障害者総合支援法に規定する施設等の入居・入所者を除く。</p> <p>○指定タクシー利用券 交付額 指定タクシー利用券交付対象者（利用者）一人につき、 一年度当たり 5,000 円分 (200円券及び300円券 各10枚) を交付。</p> <p>○指定タクシー利用券 有効期間 交付を受けた日の属する年度の3月31日まで。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定タクシー会社名及び所在地</th> <th>指定タクシー名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部自動車合資会社 田村市船引町船引字東中子縄44番地</td> <td>たきね乗合タクシー ときわ・みやこじ乗合タクシー ふねひきらくらくタクシー</td> </tr> <tr> <td>有限会社ほていやタクシー 田村市大越町上大越字薬師堂1番地1</td> <td>おおごえ乗合タクシー</td> </tr> </tbody> </table>	指定タクシー会社名及び所在地	指定タクシー名称	東部自動車合資会社 田村市船引町船引字東中子縄44番地	たきね乗合タクシー ときわ・みやこじ乗合タクシー ふねひきらくらくタクシー	有限会社ほていやタクシー 田村市大越町上大越字薬師堂1番地1	おおごえ乗合タクシー
指定タクシー会社名及び所在地	指定タクシー名称						
東部自動車合資会社 田村市船引町船引字東中子縄44番地	たきね乗合タクシー ときわ・みやこじ乗合タクシー ふねひきらくらくタクシー						
有限会社ほていやタクシー 田村市大越町上大越字薬師堂1番地1	おおごえ乗合タクシー						
3 必要書類等	<p>○田村市高齢者交通対策支援事業利用券交付申請書〔窓口備付〕 ○本人確認書類（健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード等）</p>						
4 申 請	高齢福祉課、各行政局						
5 お 問 合 せ	高齢福祉課 電話 82-1115						

[目次へ](#)

## NO. 9 田村っこサポ事業 【R2/6/8 で受付を終了しました】

1 支援の種類	応援品の送付
2 支援の内容	<p>○支援の概要 新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、田村市への帰省を自粛している、本市出身の学生に対し、田村市産のお米やレトルトカレー、角煮、マスクを送り、学生の元気を心から応援（サポート）します。</p> <p>○対象者 田村市出身で、現在県外に住んでいて、次の条件を満たす方が対象となります。</p> <p>①大学院、大学、短期大学、専門学校などに在学している学生で 18 から 30 歳までの方</p> <p>②保護者が田村市内に住所を有している方</p> <p>※本人確認書類として、学生証（表裏両面）の写しまたは、在学証明書の写しが必要です。</p> <p>③応募方法 専用の応募フォームにより受け付けます。 ※Google フォームを利用するため、Google のアカウントが必要となります。ホームページ、フェイスブック等からご利用ください。</p> <p>○受付期間 令和2年5月1日から6月8日まで 応募は学生本人のみ ※1人1回限り</p> <p>○発送予定日</p> <p>①5月6日までに申込みがあったもの 5月8日に発送 ②5月13日までに申込みがあったもの 5月15日に発送 ③5月25日までに申込みがあったもの 5月29日に発送 ④6月8日までに申込みがあったもの 6月12日に発送</p> <p>○ここサポ応援品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・田村市産ブランド米（ひとめぼれ） 5kg</li><li>・高級レトルトカレー1人前 3箱</li><li>・やまと豚のやわらか黒糖角煮 2袋</li><li>・洗って使える布マスク 3枚</li></ul>
3 必要書類等	本人確認書類として、学生証（表裏両面）の写しまたは、在学証明書の写し
4 手 続 き	専用の応募フォームにより手続きしてください。
5 お 問 合 せ	教育総務課 TEL 81-1213

[目次へ](#)

## N0. 1 O 田村市事業持続化支援金交付事業～第2弾～

【R3/11/30で終了しました】

1 支援の種類	支援金の交付								
2 支援の内容	<p>○支援の概要 新型コロナウィルス感染症による国や県、市の要請により、事業活動に影響を受けている事業者の経営の安定を図るために支援金を交付します。</p> <p>○対象者 市内に事業所等を有する事業者で、次の事業を営むかた 飲食店、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業、宿泊業、その他の生活関連サービス業（旅行業、冠婚葬祭業）、食料品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業</p> <p>○交付要件 令和2年12月・令和3年1月のいずれかの1ヶ月の売上高が前年同月と比較し30%以上減少していて、かつ、10万円以上減少していること。</p> <p>○交付金額 減少額に応じた支援金額を月額10万、20万、30万とし、2か月分相当として支給する。</p> <table><thead><tr><th>《減少額》</th><th>《支給額》</th></tr></thead><tbody><tr><td>月額 10万以上～50万未満</td><td>50,000円×2ヶ月</td></tr><tr><td>月額 50万以上～100万未満</td><td>100,000円×2ヶ月</td></tr><tr><td>月額 100万以上</td><td>150,000円×2ヶ月</td></tr></tbody></table> <p>○受付 商工課又は各行政局に直接お持ちいただくか、商工課宛てに郵送してください。</p>	《減少額》	《支給額》	月額 10万以上～50万未満	50,000円×2ヶ月	月額 50万以上～100万未満	100,000円×2ヶ月	月額 100万以上	150,000円×2ヶ月
《減少額》	《支給額》								
月額 10万以上～50万未満	50,000円×2ヶ月								
月額 50万以上～100万未満	100,000円×2ヶ月								
月額 100万以上	150,000円×2ヶ月								
3 必要書類等	申請が必要となります。 添付書類は、確定申告書等の写し、市税滞納なし証明書などが必要です。詳しくは商工課へご相談ください。								
4 申 請	商工課								
5 お 問 合 せ	商工課 TEL 82-6677								

[目次へ](#)

## NO. 1 1 田村市緊急経済対策消費喚起事業【R2/9/30で終了しました】

1 支援の種類	まごころ応援券（金券）の発行
2 支援の内容	<p>○事業の概要 新型コロナウィルス感染症により、事業活動に影響を受けている事業者を支援することを目的に、個人消費の喚起及び地域経済の活性化を図るため、市民に金券（以下「まごころ応援券」という。）を発行します。</p> <p>○まごころ応援券の発行内容等 ①額面：1枚500円のまごころ応援券を一人につき6枚発行 ②配付対象者：令和2年4月27日現在、田村市住民基本台帳に登録されていた方 ③利用期間：令和2年6月1日から9月30日まで ④配付方法：世帯ごとに6月1日から簡易書留により順次、発送します。</p> <p>○まごころ応援券取扱い事業者等 ①取扱店登録資格： 田村市内に対象となる事業所があり、取扱店登録をした事業者 &lt;対象事業者&gt;飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、旅行業、冠婚葬祭業、スポーツジム、カラオケボックス、道路旅客運送業 ただし、飲食料品小売業については、以下の事業者を除きます。 ・本社・本店が田村市以外 ・店舗の建築面積が500m<sup>2</sup>以上 ・コンビニエンスストア ②取扱店登録方法： 登録を希望する事業者は、「取扱店登録申込書」を営業地区商工会へ持参してください。 ※「取扱店登録申込書」は、市のホームページからダウンロードいただけます、各商工会にも備え付けてあります。 ③取扱店登録受付： 令和2年5月18日（月）から</p>
3 お問合せ	商工課 TEL 82-6677

[目次へ](#)

## NO. 12 田村市経済対策事業【R3/1/31で終了しました】

1 支援の種類	ふるさとたむら応援券（金券）事業
2 支援の内容	<p>○事業概要</p> <p>コロナ禍の長期化により落ち込んだ経済を年末年始の消費喚起により活性化することと、経済的負担の大きい子育て世帯に対する支援のため、市民に金券（以下「ふるさとたむら応援券」という。）を発行します。</p> <p>○ふるさとたむら応援券の発行内容等</p> <p>①額面：1枚500円</p> <p>18歳以下の方：1万円分（応援券20枚）      19歳以上の方：3千円分（応援券6枚）      19歳以上の学生の方：3千円+7千円分※      （応援券6枚+14枚）</p> <p>※学生の方は、郵送、持参またはインターネットにて申請いただいた場合、追加で7千円分を配布します。</p> <p>※年齢は、令和3年3月31日を基準とします。</p> <p>②配布対象者：令和2年10月1日時点で田村市に住民登録されていた方</p> <p>③利用期間：令和2年12月1日から令和3年1月31日まで</p> <p>④配布方法：世帯ごとに11月1日からゆうパックにより、順次、発送します。</p> <p>○ふるさとたむら応援券取扱い事業者等</p> <p>①取扱店登録資格</p> <p>田村市内に事業所があり、取扱店登録をした事業者</p> <p>②取扱店登録方法</p> <p>登録を希望する事業者は、「取扱店登録申込書」を営業地区商工会へ持参してください。</p> <p>※「取扱店登録申込書」は、市のホームページからダウンロードいただくか、各商工会にも備え付けてあります。</p> <p>③取扱店登録受付：</p> <p>令和2年10月1日（木）から</p>
3 お問合せ	商工課 TEL 82-6677

[目次へ](#)

## N0. 1 3 消費喚起・事業者応援たむらスマイル商品券発行事業

**【R4/2/28 で終了しました】**

1 支援の種類	消費喚起・事業者応援たむらスマイル商品券発行事業																																	
2 支援の内容	<p>○概要 市では、個人消費の喚起及び地域経済の活性化を図り、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい事業者を支援することを目的に商品券を販売します。</p> <p>○販売内容 合計 7,000 円分を 5,000 円で販売します。 【商品券内訳：商品券 9 枚（市内共通券 1,000 円 × 2 枚、各町商品券 1,000 円 3 枚、飲食店券 500 円 × 4 枚）を 1 セット】 ※お一人様 10 セットまでとし、2 つ以上の地区的組み合わせでも購入できます。</p> <p>○利用条件  <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型店：売場面積 500 m<sup>2</sup>以上の店舗で共通券のみ利用できます。</li> <li>・中小規模店：売場面積 500 m<sup>2</sup>未満の店舗で共通券と地域券のみ利用できます。</li> <li>・飲食店等：売場面積（店舗面積）に関係なく、主たる事業が飲食店、持ち帰り飲食・配達飲食サービス業（仕出し等）、宿泊業、冠婚葬祭業の店舗とし、すべての商品券を利用できます。</li> </ul> </p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>中小規模店</th><th>大型店</th><th>飲食店等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通券（2,000 円）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>地域券（3,000 円）</td><td>○（各町のみ）</td><td>×</td><td>○（各町のみ）</td></tr> <tr> <td>飲食店券（2,000 円）</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr> <td>※最大使用可能額</td><td>5,000 円</td><td>2,000 円</td><td>7,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>○販売総数 60,000 セット</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>滝根町</td><td>3, 600 セット</td></tr> <tr> <td>大越町</td><td>4, 000 セット</td></tr> <tr> <td>都路町</td><td>2, 400 セット</td></tr> <tr> <td>常葉町</td><td>5, 500 セット</td></tr> <tr> <td>船引町</td><td>44, 500 セット</td></tr> </tbody> </table> <p>○購入できる方 令和 3 年 7 月 20 日現在田村市に住民登録のある方</p>		中小規模店	大型店	飲食店等	共通券（2,000 円）	○	○	○	地域券（3,000 円）	○（各町のみ）	×	○（各町のみ）	飲食店券（2,000 円）	×	×	○	※最大使用可能額	5,000 円	2,000 円	7,000 円	滝根町	3, 600 セット	大越町	4, 000 セット	都路町	2, 400 セット	常葉町	5, 500 セット	船引町	44, 500 セット			
	中小規模店	大型店	飲食店等																															
共通券（2,000 円）	○	○	○																															
地域券（3,000 円）	○（各町のみ）	×	○（各町のみ）																															
飲食店券（2,000 円）	×	×	○																															
※最大使用可能額	5,000 円	2,000 円	7,000 円																															
滝根町	3, 600 セット																																	
大越町	4, 000 セット																																	
都路町	2, 400 セット																																	
常葉町	5, 500 セット																																	
船引町	44, 500 セット																																	

	<p>※田村市に住民登録されていれば、市外に避難されている方も含みます。</p> <p>○申込期間 令和3年8月11日（水）から令和3年8月25日（水）必着</p> <p>○申込方法 普通はがきまたはWEBでお申し込みください。（応募はお一人様1通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通はがきでの申込：記載いただく内容は下記のとおりです。 宛名面：963-4393 田村市役所 商工課 行 通信面：            ①購入希望セット数、購入希望地区（町）            ②郵便番号・住所            ③氏名（ふりがな）            ④性別            ⑤生年月日            ⑥電話番号         </li> <li>・WEBでの申込：下記にアクセスし、申込フォームよりお申し込みください。</li> </ul> 
	<p>○使用期間 令和3年10月1日（金）から<u>令和4年1月31日（月）まで</u></p>
3 必要書類等	※普通はがきまたはWEBでの申込
4 申請	商工課
5 お問合せ	商工課 TEL 0247-82-6677
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入希望数が販売予定数を超えた場合は抽選となります。</li> <li>・詳細につきましては、ホームページをご覧いただくなか、商工課までお問合せください。</li> </ul>

[目次へ](#)

## N0. 1 4 田村市事業者感染拡大防止補助金

**【R4/3/11で終了しました】**

1 支援の種類	補助金の交付																														
2 支援の内容	<p>○補助金の概要 新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式を取り入れた事業者に対し、整備に要した経費を補助するものです。</p> <p>○補助対象者 (1) 10月31日以前に購入したもので申請する場合は、下表の業種となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業</th> <th>業種</th> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>食料品製造業</td> <td>全ての食料品製造業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">卸売業、小売業</td> <td>卸売業</td> <td>全ての卸売業</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>全ての小売業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運輸業</td> <td>道路旅客運送業</td> <td>全ての道路旅客運送業</td> </tr> <tr> <td>道路貨物運送業</td> <td>全ての道路貨物運送業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">宿泊業、飲食サービス業</td> <td>宿泊業</td> <td>旅館 ホテル</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>全ての飲食店</td> </tr> <tr> <td>持ち帰り・配達飲食サービス業</td> <td>持ち帰り飲食サービス業 配達飲食サービス業</td> </tr> <tr> <td>洗濯・理容・美容・浴場業</td> <td>全ての洗濯・理容・美容・浴場業</td> </tr> <tr> <td>その他生活関連サービス</td> <td>全てのその他生活関連サービス業</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>遊技場 カラオケボックス業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 11月1日以降に購入したもので申請する場合は市内において日本標準産業分類における中分類（公務を除く）で定める事業を営む方となります。また、(1)(2)ともに以下の要件を満たしていることが条件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市税を滞納していない者。</li> <li>②暴力団等反社会的勢力に関与していない者。</li> <li>③事業を継続する意思がある者。</li> </ul> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 備品費 (2) 原材料費 (3) 工事費及び修繕費</li> <li>(4) 役務費 (11月1日以降に支払いした経費が対象)</li> <li>(5) 委託費 (11月1日以降に支払いした経費が対象)</li> </ul>		産業	業種	対象事業	製造業	食料品製造業	全ての食料品製造業	卸売業、小売業	卸売業	全ての卸売業	小売業	全ての小売業	運輸業	道路旅客運送業	全ての道路旅客運送業	道路貨物運送業	全ての道路貨物運送業	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	旅館 ホテル	飲食店	全ての飲食店	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業 配達飲食サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	全ての洗濯・理容・美容・浴場業	その他生活関連サービス	全てのその他生活関連サービス業	娯楽業	遊技場 カラオケボックス業
産業	業種	対象事業																													
製造業	食料品製造業	全ての食料品製造業																													
卸売業、小売業	卸売業	全ての卸売業																													
	小売業	全ての小売業																													
運輸業	道路旅客運送業	全ての道路旅客運送業																													
	道路貨物運送業	全ての道路貨物運送業																													
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	旅館 ホテル																													
	飲食店	全ての飲食店																													
	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業 配達飲食サービス業																													
	洗濯・理容・美容・浴場業	全ての洗濯・理容・美容・浴場業																													
その他生活関連サービス	全てのその他生活関連サービス業																														
娯楽業	遊技場 カラオケボックス業																														

	<p>○補助率及び交付金額</p> <p>(1) 10月31日以前に購入した経費の場合 補助率 税抜額の2分の1以内 上限5万円（補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。）</p> <p>(2) 11月1日以降に購入した経費の場合 補助率 税抜額の2分の1以内 法人事業者：上限20万円 個人事業者：上限10万円 (補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。)</p> <p>○申請期限 令和4年3月11日</p>
3 必要書類等	交付申請書、実績報告書、市内で事業を営んでいることがわかる書類、感染拡大防止策に要した経費がわかる書類、振込口座の写し等
4 申 請	商工課
5 お 問 合 せ	商工課 TEL 82-6677
6 そ の 他	内容の詳細について、不明な点などがあれば、市のホームページをご覧いただとか、商工課へご相談ください。

[目次へ](#)

**N0. 1 5 田村市中小企業・小規模事業者支援事業補助金交付事業  
(エコノミック・ガーデニング支援事業)**

1 支援の種類	補助金の交付
2 支援の内容	<p>○支援の概要 中小企業者等が行う経営革新事業や事業承継等に要する経費の一部を補助するものです。</p> <p>○補助対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業者等の主たる事業所又は事務所が市内に所在していて、かつ、事業を1年以上営んでいること。</li> <li>2. 中小企業者以外の者が単独で、当該中小企業者の発行株式総数の2分の1以上の所有又は出資総額の2分の1以上の出資をしていないこと。</li> <li>3. 中小企業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が反社会的勢力関係者ではなく、かつ当該中小企業者の経営に参画等していないこと。</li> <li>4. 市税等の滞納がないこと。</li> </ol> <p>○補助率及び補助上限額 ・3分の2に相当する額。上限 50万円</p>
3 必要書類等	申請書各号の様式のほか 添付書類として、経営革新計画承認書の写し・承認を受けた中小企業革新計画書の写し・見積書の写し 法人の場合（登記事項証明書）個人事業主の場合（確定申告書の写し）
4 申請	商工課
5 お問合せ	商工課 TEL 82-6677

[目次へ](#)

## NO. 16 飲食業等支援事業

1 支援の種類	地元飲食業等応援プロジェクト
2 支援の内容	<p>○支援の概要 マッチングサイトにテイクアウト、デリバリー商品を登録し、消費喚起を図るとともに、飲食店事業者等の支援を行う事業。 事業者一覧を作成し、新聞折り込みにより、広く周知を行います。</p>
3 登録方法	一般社団法人 Switch が運営するサイト「すけだち」のお問合せからお申込みいただくな、商工課へご連絡ください。
4 お問合せ	「すけだち」 <a href="https://sukedachi.net">https://sukedachi.net</a> 商工課 TEL 82-6677

[目次へ](#)

## NO. 17 セーフティネット保証制度

1 支援の種類	保証
2 支援の内容	<p>○制度の概要 取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度。 ※これらの制度を利用するには、中小企業信用保険法第 2 条第 4 項に基づく「特定中小企業者」であることについて、市長の認定を受ける必要があります。</p>
3 必要書類等	申請が必要となります。 申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。
4 申請	商工課
5 お問合せ	商工課 TEL 82-6667

[目次へ](#)

## NO. 18 市税等の徴収猶予（特例制度）【終了しました】

1 支援の種類	市税等の徴収猶予（特例制度）
2 支援の内容	<p>○制度の内容 令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、税制上の措置を講ずることとされましたので、その内容についてお知らせします。</p> <p>○対象者 新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の収入が前年と比べて約20パーセント以上の減少で、なおかつ、納付することが困難な方になります。</p> <p>○対象の税 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、固定資産税、軽自動車税などほぼすべての税目になります。</p> <p>○猶予が認められる期間 1年間（状況に応じて更に1年間猶予できる場合もあります）。 猶予期間中は延滞金はかかりません。担保の提供も不要です。 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。</p>
3 必要書類等	申請が必要となります。 申請方法、必要書類等については税務課へご相談ください。
4 申 請	税務課
5 お 問 合 せ	税務課 TEL 81-2119

[目次へ](#)

## NO. 19 市税等の徴収猶予（他の猶予制度）

1 支援の種類	市税等の徴収猶予（他の猶予制度）
2 支援の内容	<p>○制度の内容 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合または、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようないくつかのケースに該当する場合は、猶予制度があります。</p> <p>（徴収の猶予：地方税法第15条）</p> <p>◆ケース1 災害により財産に相当な損失が生じた場合 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</p>

	<p>◆ケース2　ご本人又はご家族が病気にかかった場合 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合</p> <p>◆ケース3　事業を廃止し、又は休止した場合 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃止をした場合</p> <p>◆ケース4　事業に著しい損失を受けた場合 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合</p> <p>『申請による換価の猶予』</p> <p>○制度の内容 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。 (申請による換価の猶予：地方税法第15条の6)</p>
3 必要書類等	申請が必要となります。 申請方法、必要書類等については税務課へご相談ください。
4 申 請	税務課
5 お 問 合 せ	税務課 TEL 81-2119

[目次へ](#)

## N0. 2 O 介護保険料の納付猶予・減免

1 支援の種類	納付猶予および減免
2 支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少するなどの被害を受けた、介護保険第1号被保険者である方(65歳以上の方)は、介護保険料の納付猶予および減免が受けられる制度があります。
3 必要書類等	どちらも申請が必要です。 制度の詳しい内容(納付猶予期間や減免基準・割合など)については、下記までお問合せ願います。
4 申 請	高齢福祉課
5 お 問 合 せ	高齢福祉課 TEL 82-1115

[目次へ](#)

## NO. 2 1 国民健康保険税の減免

1 支援の種類	保険税の減免
2 支援の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により</p> <p>①主たる生計維持者が死亡した又は重篤な傷病を負った</p> <p>②主たる生計維持者の</p> <p>(1) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の いずれかが前年より 30%以上減少（保険金等で補てんされる 金額を控除）する見込み</p> <p>(2) 前年の合計所得が 1,000 万円以下</p> <p>(3) (1)以外の前年の合計所得が 400 万円以下</p> <p>に該当すると見込まれる世帯は、国民健康保険税の減免を受けられる 制度があります。</p> <p>なお、減免割合等につきましては、主たる生計維持者の前年所得等に 応じて異なります。</p>
3 必要書類等	<p>(共通) 国民健康保険税減免申請書</p> <p>(申請理由ごとに異なるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる生計維持者が死亡した又は重篤な症状の場合 死亡診断書・医師の診断書</li> <li>・主たる生計維持者が廃業または失業した場合 廃業届・雇用保険受給者資格証など</li> <li>・主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合 現在の収入状況がわかる書類（帳簿等）のコピーなど</li> </ul>
4 申 請	市民課、各行政局
5 お 問 合 せ	市民課 TEL 82-1112
6 そ の 他	そもそも前年所得が 0 円など、申請の内容によっては減免の対象外と なることがあります。

[目次へ](#)

## NO. 2 2 傷病手当金の支給（国民健康保険）

1 支援の種類	傷病手当金の支給
2 支援の内容	<p>給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われ、仕事に行けなくなつてから 3 日を経過した場合、傷病手当金を受けられる制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象となる日数 仕事に行けなくなつてから 3 日を経過した日から仕事に行けなかつた期間のうち、就労を予定していた日数</li> <li>・支給額 1 日あたりの支給額(直近の連続した 3 月間の給与収入額の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数 ※1 日あたりの支給額に上限あり</li> </ul>
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）</li> <li>・傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）</li> <li>・傷病手当金支給申請書（事業主記入用）</li> <li>・傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）</li> </ul>
4 申 請	市民課、各行政局
5 お 問 合 せ	市民課 TEL 82-1112

[目次へ](#)

## NO. 2 3 後期高齢者医療保険料の徴収猶予

1 支援の種類	保険料の徴収猶予
2 支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月以後の任意の期間において、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)のいずれかが、前年同期と比較して20%以上減少している世帯に属する被保険者は、後期高齢者医療保険料の徴収猶予を受けられる制度があります。
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書</li> <li>・離職証明書、当該期間の給与明細、廃業届、解雇通知書など</li> </ul>
4 申 請	市民課、各行政局
5 お 問 合 せ	市民課 TEL 82-1112 福島県後期高齢者医療広域連合 TEL 024-563-3310

[目次へ](#)

## NO. 2 4 後期高齢者医療保険料の減免

1 支援の種類	保険料の減免
2 支援の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により</p> <p>①主たる生計維持者が死亡した又は重篤な傷病を負った</p> <p>②主たる生計維持者の</p> <p>(1) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の いずれかが前年より 30%以上減少（保険金等で補てんされる 金額を控除）する見込み</p> <p>(2) 前年の合計所得が 1,000 万円以下</p> <p>(3) (1)以外の前年の合計所得が 400 万円以下</p> <p>に該当すると見込まれる世帯に属する被保険者は、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる制度があります。</p> <p>なお、減免割合等につきましては、主たる生計維持者の前年所得等に 応じて異なります。</p>
3 必要書類等	<p>(共通) 後期高齢者医療保険料減免申請書</p> <p>(申請理由ごとに異なるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる生計維持者が死亡した又は重篤な症状の場合 死亡診断書・医師の診断書</li> <li>・主たる生計維持者が廃業または失業した場合 廃業届・雇用保険受給者資格証など</li> <li>・主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合 現在の収入状況がわかる書類（帳簿等）のコピーなど</li> </ul>
4 申 請	市民課、各行政局
5 お 問 合 せ	<p>市民課 TEL 82-1112</p> <p>福島県後期高齢者医療広域連合 TEL 024-563-3310</p>

[目次へ](#)

## N0. 2 5 傷病手当金の支給（後期高齢者医療保険）

1 支援の種類	傷病手当金の支給
2 支援の内容	<p>給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われ、仕事に行けなくなつてから 3 日を経過した場合、傷病手当金を受けられる制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象となる日数 仕事に行けなくなつてから 3 日を経過した日から仕事に行けなかつた期間のうち、就労を予定していた日数</li> <li>・支給額 <math display="block">1 \text{ 日あたりの支給額} (\text{直近の連続した } 3 \text{ 月間の給与収入額の合計} \text{ 額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{支給対象となる日数}</math> ※1 日あたりの支給額に上限あり</li> </ul>
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）</li> <li>・傷病手当金支給申請書（事業主記入用）</li> <li>・傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）</li> </ul>
4 申 請	市民課、各行政局
5 お 問 合 せ	市民課 TEL 82-1112 福島県後期高齢者医療広域連合 TEL 024-563-3310

[目次へ](#)

## N0. 2 6 国民年金保険料の免除

1 支援の種類	国民年金保険料の免除
2 支援の内容	<p>○支援の内容 令和2年5月1日から、新型コロナウイルスの感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の受付手続きが開始されています。</p> <p>○対象者 次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①令和2年2月以降に、休業や失業などで収入が減少したこと</li> <li>②令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金の保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること</li> </ol> <p>○対象期間 令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象</p> <p>○申請受付開始日 令和2年5月1日</p>

	<p>○申請方法 申請書に必要な書類を添えて、市役所市民課・行政局市民係・出張所に提出するか、年金事務所へ郵送してください。</p>
3 必要書類等	申請が必要となります。 必要書類は、市役所市民課窓口のほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
4 申 請	市役所市民課・行政局市民係・出張所
5 お 問 合 せ	ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-003-004 月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00
6 そ の 他	具体的な手続きについては、日本年金機構ホームページ「新型コロナウイルスの感染症の影響による減収を理由とする国民年金保険料免除について」をご覧ください。 ※日本年金機構ホームページ URL <a href="https://www.nenkin.go.jp/">https://www.nenkin.go.jp/</a>

[目次へ](#)

## N0. 2 7 市営住宅使用料の減免

1 支援の種類	市営住宅使用料の減免
2 支援の内容	<p>○支援の内容 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少された方などの市営住宅使用料について、3か月（年度内）の減免制度があります。 その後、申請により3か月単位で延長可。</p> <p>○対象者 月額収入が52,000円以下となった方 ※条例、要綱等の基準に基づき減免しますので、事前にご相談ください。</p>
3 必要書類等	申請が必要となります。 申請方法、必要書類等については都市計画課へご相談ください。
4 申 請	都市計画課
5 お 問 合 せ	都市計画課 TEL 82-1114

[目次へ](#)

## N0. 28 市営住宅の一時使用

1 支援の種類	住宅の一時使用
2 支援の内容	<p>○支援の内容 新型コロナウイルス感染症の影響で住宅の退去を余儀なくされた方に、一時使用として市営住宅を提供します。</p> <p>○対象者 新型コロナウイルス感染症の影響による減収や解雇等により住宅の退去を余儀なくされ居所を失った者で、次のいずれかに該当する者。</p> <p>ア. 市内に住所を有する者 イ. 現に田村市内に居住している者</p> <p>○一時使用の内容 一時使用できる期間は6ヶ月以内とします。ただし、やむを得ないことがあると認める場合は6ヶ月延長することができます。 使用料は免除します。</p>
3 必要書類等	申請が必要となります。 申請方法、必要書類等については都市計画課へご相談ください。
4 申 請	都市計画課
5 お 問 合 せ	都市計画課 TEL 82-1114

[目次へ](#)

## N0. 29 水道料金等の支払い猶予

1 支援の種類	水道料金等の支払い猶予
2 支援の内容	<p>○支援の内容 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料のお支払いが困難な事情がある方に對し、お支払いを猶予(先延ばし)します。</p> <p>○対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料のお支払いが困難になった方</p> <p>○お支払い猶予の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申出から最長で4ヶ月間、支払いを猶予(先延ばし)します。</li><li>・ この猶予期間後も支払いについての相談に応じます。</li></ul>
3 お 問 合 せ	上下水道局 上下水道課 TEL 82-1527

[目次へ](#)

## N0. 3 0 奨学金の返済の猶予

1 支援の種類	返済の猶予について、個別に相談に応じます。
2 支援の内容	○奨学金の返済について ※コロナウィルス感染症の影響で、収入減となった場合の奨学金の返済について個別に相談に応じます。
3 お 問 合 せ	教育総務課 TEL 81-1213

[目次へ](#)

## N0. 3 1 学校給食費の支払い猶予

1 支援の種類	支払いの猶予について、個別に相談に応じます。
2 支援の内容	○学校給食費の支払いについて ※コロナウィルス感染症の影響で、収入減となった場合の学校給食費の支払いについて個別に相談に応じます。
3 お 問 合 せ	学校教育課 TEL 81-1214

[目次へ](#)

## N0. 3 2 生活福祉資金特例貸付（田村市社会福祉協議会）

1 支援の種類	貸付金
2 支援の内容	<p>○支援の内容</p> <p>福島県社会福祉協議会では、新型ウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付を実施しています。</p> <p>《休業された方向け（緊急小口資金）》</p> <p>○対象者</p> <p>新型コロナウィルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>○貸付上限額</p> <p>10万円以内（小学校等の休業等の特例20万円以内）</p> <p>○据置期間 1年以内</p> <p>○償還期限 2年以内</p> <p>○貸付利子・保証人 無利子・不要</p> <p>《失業された方等向け（総合支援資金）》</p> <p>○対象者</p>

	<p>新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付上限額（貸付期間：原則3ヶ月以内） 月20万円以内（2人以上） 月15万円以内（単身）</li> <li>○据置期間 1年以内</li> <li>○償還期限 10年以内</li> <li>○貸付利子・保証人 無利子・不要</li> </ul>
3 必要書類等	身分を証明できるもの、世帯全員分の住民票、印鑑、申込者の預金通帳又はキャッシュカードのほか、貸付資金の種類によって必要な書類がありますので田村市社会福祉協議会へお問合せください。
4 申請	田村市社会福祉協議会
5 お問合せ	田村市社会福祉協議会 TEL 68-3777
6 その他	詳しくは、田村市社会福祉協議会ホームページ（新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付について）をご覧ください。

[目次へ](#)

### N0. 3 3 住居確保給付金（田村市社会福祉協議会）

1 支援の種類	給付金
2 支援の内容	<p>○支援の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、住宅を失うおそれがある方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。</p> <p>○対象者</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、住宅を失うおそれのある方</p>
3 必要書類等	身分を証明できるもの、住民票、就業機会の減少を証する書類、住まいに関する資料ほか、必要な書類がありますので田村市社会福祉協議会へお問合せください。
4 申請	田村市社会福祉協議会
5 お問合せ	田村市社会福祉協議会 TEL 68-3777
6 その他	詳しくは、田村市社会福祉協議会にお問い合わせください。

[目次へ](#)

## NO. 3 4 次亜塩素酸水の無料配布【R2/6/30 で終了しました】

1 支援の種類	次亜塩素酸水の無料配布
2 支援の内容	<p>○支援の内容 除菌効果のある次亜塩素酸水を無料で配布します。 配布する次亜塩素酸水は、食塩を加えた水道水を電気分解で生成した弱酸性電解水です。 物や家具などの除菌に効果があるとされています。</p> <p>○配布場所 田村市役所本庁舎 北入口</p> <p>○配布時間（平日のみ） 月曜日 午前9時～午後5時まで 火曜日 午前9時～午後5時まで 水曜日 午前9時～午後5時まで 木曜日 午前9時～午後6時30分まで 金曜日 午前9時～午後5時まで</p> <p>○配布内容 1回1人 500ミリリットルまで</p> <p>○持ち物 ペットボトルなどの清潔な容器をお持ちください。</p> <p>○使用期限 使用期限は約1週間です。</p> <p>○保管方法 紫外線に当たると効果が減少するため、不透明な容器に入れるか、アルミホイルなどに包んで保管してください。</p>
3 お問合せ	保健課 TEL 81-2271

[目次へ](#)

## NO. 35 新型コロナウイルス感染症に関連した事業者支援策(国・県等)

### 35-1 経済産業省

経済産業省の支援策をご案内します。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さんにご活用いただける支援策がまとめています。下記リンクにてご確認ください。

(中小企業庁の新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報もまとめられています。)

新型コロナウイルス感染症関連（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

### 35-2 厚生労働省

厚生労働省の支援策をご案内します。下記リンクにてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

### 35-3 総務省

総務省の支援策をご案内します。下記リンクにてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策関連（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/)

### 35-4 農林水産省

農林水産省の支援策をご案内します。下記リンクにてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/support.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html)

### 35-5 福島労働局

福島労働局の支援策（雇用調整助成金、特別労働相談窓口等）をご案内します。下記リンクにてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（福島労働局）

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_00296.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00296.html)

[目次へ](#)

### 35-6 福島県

福島県の支援策（新型コロナウイルス対策特別資金等）をご案内します。下記リンクにてご確認ください。

新型コロナウイルスで影響を受けた中小企業者への資金繰り支援について（福島県）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/covid19-01.html>

新型コロナウイルス感染症に係る情報（農林漁業等向け）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html>

[目次へ](#)